

# I 経営安定対策

## 1 加工原料乳の生産者補給金単価等

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（畜安法の一部改正（平成 29 年 6 月 16 日法律第 60 号）に伴い廃止、以下「暫定措置法」という。）の規定により、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会に諮問の上、毎年、当該年度の開始前に畜産物の安定価格等を定めて告示することになっている。表 24（1）は農林水産省告示による加工原料乳の生産者補給金単価等の年度別推移を示したものである。

平成 26 年度からはチーズ向け生乳が生産者補給金の対象となり、平成 28 年度までは、脱脂粉乳・バター等向け生乳、チーズ向け生乳についてそれぞれ単価設定されていた。平成 29 年度からは液状乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳）向け生乳も補給金の対象となり、それらが加工原料乳向け生乳として一本化された（表 24（2））。

さらに、平成 30 年度からは、生乳生産者が従来指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）を経由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも生産者補給金が交付されるよう制度が改正され、併せて、一定の地域からの集送乳を拒まない事業者を指定し、生産者補給金と併せて集送乳調整金が交付されることとなった。

なお、平成 30 年度に決定された平成 31 年度の補給金単価と集送乳調整金単価は、前年度から引き上げとなり、それぞれ 8.31 円/kg、2.49 円/kg となったが、総交付対象数量は前年度同の 340 万トンとなった（表 24（3））。

表 24 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

（1）平成 21 年度から平成 28 年度まで

区分 項目・年度		生産者補給金単価		交付対象数量	
		価格 (円/kg)	前年度比 (%)	数量 (千トン)	前年度比 (%)
脱脂粉乳・ バター等向け	21	11.85	100.0	1,950	100.0
	22	11.85	100.0	1,850	94.9
	23	11.95	100.8	1,850	100.0
	24	12.20	102.1	1,830	98.9
	25	12.55	102.9	1,810	98.9
	26	12.80	102.0	1,800	99.4
	27	12.90	100.8	1,780	98.9
チーズ向け	28	12.69	98.4	1,780	100.0
	26	15.41	-	520	-
	27	15.53	100.8	520	100.0
	28	15.28	98.4	520	100.0

(2) 平成 29 年度

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付 対象数量 (千トン)
29	10.56	—	3,500

(3) 平成 30 年度

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	集送乳調整金 単価 (円/kg)	前年度比 (%)	総交付 対象数量 (千トン)
30	8.23	—	2.43	—	3,400
31	8.31	101.1	2.49	102.5	3,400

注：価格は消費税込みである。

2 加工原料乳生産者補給交付金等の交付業務

(1) 生乳生産の動向

平成30年度の生乳生産量は、前年度を下回る728万228トン（前年度比99.9%）となったが、生産者補給金の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）が取り扱った生乳の受託販売数量は713万2481トン（同101.8%）と前年度を上回った。これは平成30年度の制度改正により、対象事業者が増加したことによるものである。

用途別では、農林水産省生産局長及び道県知事が認定した加工原料乳のうち、脱脂粉乳・バター等向けの数量は148万4254トン（同99.0%）、チーズ向けは40万2194トン（同96.9%）と、ともに前年度を下回った一方で、29年度から生産者補給金の対象となった液状乳製品向けは126万5481トン（同101.0%）と前年度を上回った。（表25）

表 25 平成 30 年度対象事業者別加工原料乳認定状況

対象事業者	受託販売生乳数量		加工原料乳認定数量							
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計	
	実数①	前年度比	実数②	前年度比	実数③	前年度比	実数④	前年度比	実数⑤	前年度比
	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)
ホクレン	3,831,819	100.8	1,278,674	99.1	395,012	96.7	1,195,565	100.8	2,869,251	99.5
サツラク	40,547	-	270	-	0	-	5,568	-	5,838	-
カネカ食品	3,596	-	330	-	0	-	0	-	330	-
MMJ	71,566	-	4,313	-	0	-	329	-	4,642	-
東北	519,994	98.7	41,738	98.9	2,135	84.3	8,375	98.7	52,248	98.2
関東	1,062,105	97.9	78,410	90.9	769	105.7	16,878	90.8	96,057	91.0
北陸	76,040	95.1	487	70.9	73	107.2	380	71.7	941	73.1
東海	342,335	96.3	11,903	95.6	1,488	90.7	973	101.0	14,363	95.4
近畿	146,683	94.9	578	104.1	15	81.4	516	46.9	1,109	66.3
中国	270,496	100.1	7,947	103.5	391	98.8	4,042	85.0	12,380	96.5
四国	109,020	96.5	63	87.7	71	115.9	1,459	89.7	1,593	90.6
九州	600,917	100.4	58,691	97.7	1,159	98.2	29,189	91.7	89,039	95.7
沖縄	21,129	105.2	0	0.0	0	-	0	-	0	0.0
第1号計	7,096,247	-	1,483,403	-	401,113	-	1,263,274	-	3,147,791	-
第2号計	33,131	-	620	-	262	-	2,185	-	3,067	-
第3号計	3,104	-	231	-	820	-	22	-	1,072	-
総計	7,132,481	101.8	1,484,254	99.0	402,194	96.9	1,265,481	101.0	3,151,930	99.5

(注) 第1号対象事業者とは、生乳を集めて乳業に販売する事業者、第2号対象事業者とは、乳業に直接生乳を販売する酪農家、第3号対象事業者とは、乳製品を加工販売する酪農家である（以下の表において同じ。）

(2) 生産者補給交付金等の交付

ア 加工原料乳の交付対象数量

加工原料乳の交付対象数量については、315万トンが加工原料乳として認定された（表26）。

イ 生産者補給交付金の交付等

生産者補給交付金の交付については、上記のとおり認定された交付対象数量に対して335億6322万円を交付した（表27）。

なお、本事業の実施に当たり、機構が国から受け入れた平成30年度の交付金の額は、243億円（生産者補給交付金242億5192万円、業務委託費等3846万円）となった。

表26 平成30年度加工原料乳生産者補給交付金交付状況

	受託販売生乳数量		加工原料乳認定数量								生産者補給交付金等 交付額	
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計			
	実数	前年度比	実数	前年度比	実数	前年度比	実数	前年度比	実数	前年度比	実数	前年度比
	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(千円)	(%)
第1四半期	1,851,032	102.5	405,867	100.1	101,942	97.0	321,636	103.2	829,445	100.9	8,833,125	101.7
第2四半期	1,749,233	101.6	319,437	101.7	95,800	94.6	313,588	98.8	728,825	99.5	7,760,534	100.3
第3四半期	1,748,808	101.6	334,754	94.4	97,666	102.9	321,626	101.5	754,046	98.4	8,029,166	99.2
第4四半期	1,783,408	101.6	424,196	99.6	106,786	93.9	308,631	100.3	839,614	99.1	8,940,392	99.9
年度計	7,132,481	101.8	1,484,254	99.0	402,194	96.9	1,265,481	101.0	3,151,930	99.5	33,563,217	100.3

表27 平成30年度対象事業者別生産者補給交付金交付状況

対象事業者	生産者補給交付金 交付対象数量		生産者補給交付金額		
	実数	前年度比	実数	構成比	前年度比
	(トン)	(%)	(千円)	(%)	(%)
ホクレン	2,869,251	99.5	30,586,215	91.1	100.4
サツラク	5,838	-	48,048	0.1	-
カネカ食品	330	-	2,715	0.0	-
MMJ	4,642	-	38,206	0.1	-
東北	52,248	98.2	556,959	1.7	99.1
関東	96,057	91.0	1,023,967	3.1	91.9
北陸	941	73.2	10,028	0.0	73.8
東海	14,363	95.4	153,113	0.5	96.3
近畿	1,109	66.3	11,819	0.0	66.9
中国	12,380	96.5	131,973	0.4	97.4
四国	1,593	90.6	16,981	0.1	91.4
九州	89,039	95.7	949,157	2.8	96.6
沖縄	0	0.0	0	0.0	0.0
第1号	3,147,791	-	33,529,181	99.9	-
第2号	3,067	-	25,240		-
第3号	1,069	-	8,797		-
総計	3,151,926	99.5	33,563,217	100.0	100.3

### 3 畜産業振興事業に対する補助業務

#### (1) 酪農経営安定対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ）については、平成 29 年度から液状乳製品向け生乳が事業対象に追加され、また、平成 30 年度からは当事業への参加が加工原料乳生産者補給金の交付対象要件から外れるとともに、指定生乳生産者団体に生乳の委託販売をする者以外の生産者についても事業参加が可能となった。

平成 30 年度の当事業の補てん金については、加工原料乳の全国平均取引価格が補てん基準価格を上回ったため、交付されなかった。

#### (2) 補完対策

酪農家の担い手となる酪農ヘルパーの人材活用支援、乳用牛の計画的な改良・増殖を支援する取組、乳用後継牛を緊急的に確保するための取組及び生乳流通の合理化に向けた取組への支援等を行う酪農経営支援総合対策事業、28億8200万円（予算繰越分10億7300万円を含む。）を実施した。